

平成25年度第6回9月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 平成25年9月24日(火) 午前9時から

※ 場 所 活性化センター『結いの館』

※ 出席した委員

- 1. 藤委員 2. 石原委員 3. 坂井委員 4. 泉委員 6. 要委員 7. 渡委員
8. 幸本委員

※ 欠席した委員

無し

出席した職員

前田参事 屋宮主査(地籍担当)

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 前田 勝彦 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 渡 博道 君
- ・日程第1 議事録署名委員の指名 8番 委員・1番 委員を指名。
- ・日程第2 会期の決定 平成25年9月24日(火)の1日間に決定
- ・日程第3 諸般の報告 無し

・日程第4 協議事項

議案第16号 『農地法第3条の規定による許可申請書(所有権移転)について』

○議長 議案第16号を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長 はい。議案第16号『農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について』の提案理由の朗読と説明をいたします。

皆様のお手元の資料の通り、今回は所有権移転です。譲渡人は神奈川県★★市☆☆ーー番地の□□さん。譲受人は、△△地区ーー番地の○○さん。□□さんは公務員。譲受人の職業は会社員となっていますが、この方は兼業農家であります。許可申請された土地の場所は、△△地区ーー番地、登記簿・現況ともに畑です。面積が714m²。次に△△地区ーー番地、同じく登記簿・現況ともに畑です。

面積は218m²。続いて△△地区一一番地、登記簿一田、現況一畑で、538m²です。△△地区一一番地、登記簿一田、現況一畑です。9,91m²であります。

皆様のお手元に配布した資料にありますように、その場所には現在タンカン、ミカンを植えている状態です。

所有権移転後も自分が荒らさないように管理していきたいと譲受人は言っています。皆様のご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長 ただ今の事務局からの説明に関連し、△△地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番 ただ今事務局からの説明にもありました、□□さんは神奈川県在住で今後もシマに帰ってくる予定はないそうです。今現在はミカンが植ています。皆様のご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長 ただ今の報告の通り、議案第16号について、これより質疑に入ります。

○3番 今、ここは△△さんが管理されていたんじゃないですか。

○2番 今は△△さんが管理していますが、将来的には○○さんの息子さんが引き継いで管理する予定だそうです。

○議長 他にございませんか。無いようですので、ではこれをもって質疑を終了します。

本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～全員挙手～

○議長 全員、挙手でございます。
よって本案は許可する事に決定いたします。

議案第17号

『農地法第3条の規定による許可申請（所有権移転）について』

○議長 議案第17号を議題に供します。議案第17号について事務局より提案理由の朗読と説明をお願いします。

○事務局長 はい。議案第17号も所有権移転でございます。譲渡人が◇◇地区一一番地、▲▲さん。譲受人は●●市○○一一番地、▽▽さん。

場所は◇◇地区一一番地、登記簿一畠、現況一畠です。面積が529m²。同じく◇◇地区一一番地、登記簿・現況ともに畠。面積1,348m²です。資料の通り、譲受人は●●市在住の方ですが、所在地でもタンカン栽培をなさっています。●●市で農業に従事している農家さんです。申請農地箇所でも、今後、サトウキビ、ミカン栽培等を行うそうです。皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

○議長 ただ今の事務局からの説明に関連し、◇◇地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番 まだ譲受人に今後の方針を聞いていないので何とも言えないので確認を取りたいと思います。

こういった事案の場合、譲受人本人に意志確認を取らないといけないですよね。まず、本人に確認を取りたいと思います。

○議長 ただ今の報告の通り、議案第17号について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番 この場所は基盤整備された所でしょうか。

○事務局長 はい。基盤整備され、換地処分も済んでいる箇所です。

○4番 現在は何も使われてないですよね。

○事務局長 はい。現在は使用されてません。

○8番 よろしいでしょうか。

この譲受人をよく知っていますが、確かに他地域でも大々的に農業をされていると聞いています。今後の方針もありますが、おそらく大丈夫だと思いますので、よろしくお願ひします。

そうですね。まあ、土地を荒らさないようになればよろしいかと思います。耕作証明書も●●市から届いていますし。

○8番 この方の奥さんが◇◇地区出身です。

○議長 他にございませんか。

○3番 今後も他市町村の方からこういった申請がますます増えてくるかと思いますが、その都度農業委員会で許可をすれば村外の方ばかりに土地が渡り、村内農家が使える土地が減っていくんではないか、

という懸念はないですかね。

そういう点も、今後考慮して審議していく必要はございませんか。

○8 番

もともと奥さんも◇◇地区出身者ですし、親戚筋も現在◇◇地区に在住です。

○事務局長

そうですね。こういった案件は他市町村でも実際あるようです。仕事は他市で勤め、農業をする時だけ、そこの農地を使うといったような。

所有権移転などは本人同士での話し合いですので、農業委員会で拒否する事は無いそうです。

○4 番

では、そういう事も確認しながら、この農地でも農業をやっていく意志はあるのか、聞いていきたいと思います。 ◇◇地区ではもう高齢化で農業をする方は見あたりませんし、農業する意欲があれば、他市町村の方であろうが、移転の許可を出しても良いんじゃないかなと私は思います。

○事務局長

では、意思確認等のほうは4番委員さんにお願いします。

農地は基盤整備した以上は、第1種の農地となりますので。

○8 番

はい。3番委員さんの仰ることも理解出来ます。こういった事例を一度許可した後では今後も増える事が予想されますし、慎重に事を行わなければいけないと思います。

ただ、今回は譲受人の奥さんが◇◇出身ですので、許可しても良いんじゃないかなと思ってます。

○3 番

本当に初めから、地区の農業委員さんに何を作る予定かなども、一緒に相談してくれれば良いんですが、お互いの譲渡だけして、実際は何の目的で使うのか不明なままより、そこの所の確認は最初でキチンとしておいた方が良いと思います。

確かにここでちゃんと農業をしてくれれば荒れ地でおいておくよりは、良いと思いますが。

○8 番

ちょっとよろしいですか。

この申請は今回届くまで事務局のほうに何の連絡も無かったんでしょうか。

○事務局長

はい、ありませんでした。

この申請は司法書士の■■さんにお願いして届きました。

- 6 番 ▽▽さんは、農家認定も受けていますし、耕作証明書も提出されていますが、何しろあの農地は基盤整備をしてある場所ですからね。使用目的等を一言でも添付していただいてたら良かったんですが、現段階では私は許可する事に慎重になりますね。
- 8 番 では、この件は▽▽さんご本人の意思確認をはっきりさせてから、審議し直しますか。
- 6 番 意思確認をキチンと取って、本人が作物を栽培しない場合は、農家さんと賃貸借契約という形で、農地の貸し借りをお願いしても良いんじゃないいかと私は思っていますが。
- 4 番 そうですね。とにかく意思確認を早く取りたいと思います。
- 3 番 本人はずっと農業に従事されてるんですか。
- 8 番 建設会社も経営してますが、現在ではその建設会社自体で殆ど農業に従事されているようです。
- 1 番 ●●市でもほとんどミカン栽培をされているんでしょうか。
- 8 番 はい、そのようですね。
- 事務局長 私も●●市の農業委員会に確認を取ったんですが、確かに現在も農業に従事されていて果樹栽培だけで11, 032m²を利用して、全部で12, 357m²の農地を自作地として耕作していますので。経営的にもちゃんと成り立っていると思います。
- 議長 では、これをもって質疑を終了します。
本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。
- ～全員 審議～
- 事務局長 分かりました。では条件として、譲受人がこの申請地に作物を栽培しない場合は、農家さんと賃貸契約を結んでもらう事で許可するという事にします。
- 6 番 ご本人の意思確認次第では、賃貸借契約も考えられると思います。

○4 番 では早急に確認を取りたいと思います。

○議 長 再度お諮りします。
本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～全員 挙手～

○議 長 (条件付きで) 全員、挙手でございます。
よって本案は許可する事に決定いたします。

議案第 18 号 『農地転用に関する照会について』

○議 長 議案第 18 号を議題に供します。 議案第 18 号について事務局より提案理由の朗読と説明をお願いします。

○事務局長 はい。議案第 18 号『農地転用に関する照会について』の説明と朗読をいたします。

申請者は宇検村長より届いています。 申請は農地転用の照会なんですが、皆さんのお手元の資料にありますように、♠ ♠地区、♧ ♧地区に地籍調査が入っております。

♠ ♠地区一一番地から一一番地まで、登記簿上は田ですが、現況はほぼ原野です。 場所としては、♠ ♠地区の入り口にある林道沿いの農地です。 ♧ ♧地区も同じく資料にある通り、一一番から一一番地まで登記簿上は田・畑になっておりますが、現況は原野です。 ここは♧ ♧地区を過ぎて、灯台の手前にある農地になります。

皆様の許可を得て、その後県に提出し、法務局で許可をもらう流れになっています。 この 2 力所は全て、原野という形になるそうです。

皆様のご審議の程よろしくお願いします。

○議 長 ただ今の事務局からの説明に関連し、地籍担当職員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○地籍担当 一応地籍調査では現況に近い形で登記が出来るようという事で ♧ ♧地区でも現地確認しましたら、以前は確かに田畑があったようですが、目視確認ではほぼ原野、山に戻っている状態です。

特に農地として使用してしないのであれば、原野として登記し直しても良いのではないかと考え、照会をかけた次第であります。

以上です。

○議長 ただ今の地籍担当職員からの説明の通り、議案第18号についてこれより質疑に入ります。質疑ございませんか

○事務局長 ♠ ♠地区の辺りは原野という形で登記でも良いと思うんですが、♀ ♀ 地区の箇所に木がある場合は、今度法務局が視察に来る際に〔山林〕として登記されるかも知れません。

○6番 その♀ ♀の箇所ですが、♀ ♀地区の外れもかかってきますか。

○地籍担当 ♀ ♀ですが、♀ ♀地区の先に島があって、そちらをまわった所に○字とそこから灯台の所までの全部になります。その○字は現在4年にわたり、調査を行っているんですが、相当広大です。その中の一部になります。

○1番 以前農地パトロールで廻った所でしょうか。

○事務局長 そこよりもっと山手の方になります。

○地籍担当 ♀ ♀の箇所などは山の上からも降りられないで、船で現地に入る事になります。

○6番 段々畑のうような感じになってるんでしょうか。

○地籍担当 畑は上方に4筆ほどありますか。

○事務局長 そうですね。

○地籍担当 田は下の川の辺りに田袋がある感じでしょうか。
浜の近くまでありますね。

○議長 他にございませんか。本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～全員 挙手～

○議長 全員、挙手でございます。

よって本案は許可する事に決定いたします。

・日程第5 その他

『宇検村農業委員及び職員研修（10/16～18）の日程について』

『平成25年度農業委員等ブロック別研修会（10/22）の日程について』

『農業新聞購読者一覧表、農業新聞・農業者年金加入促進戸別訪問の日程について』

○議長 事務局長より、連絡・報告等ございましたらお願ひします。

○事務局長 ①『宇検村農業委員及び職員研修（10/16～18）の日程について』
の説明

②『平成25年度農業委員等ブロック別研修会の日程（10/22）について』の説明

③『農業者新聞購読者一覧表、農業新聞・農業者年金加入促進戸別訪問の日程について』

○議長 その他、ご意見等はございませんか。ご意見等無いようすで
で、これで本日の日程は全部、終了しました。

これをもって平成25年度第6回9月宇検村農業委員会定例総会
を閉会します。お疲れ様でした。

平成24年9月24日

宇検村農業委員会会長
定例総会議事録署名委員
定例総会議事録署名委員